

別紙

1 様式第35号 小隊活動記録票

欄名	該当部分	不開示理由
出場隊員	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第78条第1項第2号に該当する。
自隊隊員以外の同乗・連携スタッフ、関係者、関係機関	記述の全て	
通報番号連絡による情報聴取・口頭指導等	通報番号	
	実施者	開示請求者以外の個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、法律第78条1項2号に該当する。
	電話応需者	
	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法律第78条第1項第2号に該当する。
備考	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、法律第78条1項2号に該当する。
	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため、法律第78条1項2号に該当する。

2 様式第36号 傷病者記録票（基本情報）

欄名	該当部分	不開示理由
事故・発症情報	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法律第78条第1項第2号に該当する。
	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、法律第78条1項2号に該当する。
	情報源①	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため、法律第78条1項2号に該当する。